

事務事業事後評価シート[平成29年度事業]

1. 基本情報

■事業の担当課	まちづくり部生涯学習文化課		■担当係	芸術文化係
■評価事業名称	青少年鑑賞事業補助金			
■事業開始年度				
■評価事業コード	090200 - 113	■会計区分	一般会計	
■総合計画での位置づけ	■政策	02 生きる力を育み、文化が躍動するまちづくり		
	■基本施策	04 芸術文化の振興・国際交流の推進		
	■施策	01 芸術文化活動の推進		
■事業の類型	06 負担金・補助金(任意・ソフト事業)	■政策・業務区分	政策	
■法令の根拠区分	法令の努力義務(自治事務)			
■法令等の名称	文化芸術振興基本法第二条第三項			
■関連計画の名称	北上市教育振興基本計画(平成28年度～平成30年度)			
■事業の目的と概要	児童生徒が豊かな感受性を育み社会性、協調性を学んでいくこと。青少年鑑賞事業補助金1,600,000円□市内小学生の芸術鑑賞及び芸術体験機会の提供(実施主体 北上市文化創造 演目)			

2. 細事業の活動実績情報

細事業コード	細事業名称	事業の対象	平成29年度事業計画	平成29年度事業量実績
01	青少年鑑賞事業補助金	市内小学校3,4年生	1日間2回公演予定	「BLACK BOTTOM BRASS BAND LIVE!」鑑賞 鑑賞人数1,860人(児童1,757人、教員93人、一般10人)

3. 投入コスト情報

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
直接事業費	1,595	1,494	1,601	1,601	
人件費	158	447	75	76	
その他(公債費・減価償却費等)					
フルコスト	1,753	1,941	1,676	1,677	

4. 評価指標等の状況

指標コード	指標名	26年度	27年度	28年度	29年度	指標の説明
01	鑑賞会参加小学校率	100%	100%	100%	100%	市内小学校の3、4年生を対象とした鑑賞事業市内全小学校が参加
02	3、4年生の鑑賞会参加者率	100%	100%	100%	100%	市内小学校の3.4年生の児童
03	参加者1人当たりコスト		1,057円	891円	901円	

事務事業事後評価シート[平成29年度事業]

5. 事後評価(「政策」事業類型5・6のみ)

■目標達成状況

- A. 順調
- B. 概ね順調
- C. 遅れている

達成状況の分析

市内小学校の全3,4年生の児童を対象としており、参加率も100%である。貧困など、子どもの間に文化芸術に触れる機会の格差が生じており、地域柄、生の音楽や演劇に触れる機会が少ない児童にとって、すぐ手が届きそうなほどの近い距離での鑑賞は、演者の生の声や動作に触れられただけでなく、大掛かりな舞台の仕掛けや音楽、照明等を間近に見たり感じたりすることができ、貴重な体験となっている。また、音楽や劇に引き込まれるにつれて、「楽しい」「おもしろい」などの感情を抑制することなく、素直に表出することができるようになった児童

問題点・課題等

なし

1. 直接的な受益者の範囲

- 不特定多数に及ぶ
- 特定されるが多数に及ぶ
- 特定少数に限定される

2. 国・県・民間との競合関係の有無

- 類似の事業はない
- 類似の事業はあるが競合はない
- 類似の事業があり競合する

3. 事業廃止の影響

- 大きな不利益やリスクが生じる
- ある程度の不利益やリスクが生じる
- 不利益やリスクは小さい

4. 市民生活・企業活動への影響

- 市民生活・企業活動の維持に不可欠
- 市民生活・企業活動の維持の向上に必要
- 市民生活・企業活動の維持の向上への影響は少ない

5. 事業廃止の影響を受ける受益者の割合

- 1. で選択した人の大多数(70%程度)
- 1. で選択した人の半分程度(50%程度)
- 1. で選択した人の少数(30%程度)

6. 事業へのニーズの変化

- ニーズが高まっている
- ニーズは変わらない
- ニーズが低下している又は合致しない

7. 施策の改善需要度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

8. 施策の優先度(市民意識調査)

- 順位が高い
- 順位が中程度
- 順位が低い

9. 他市町村に比較しての優位性

- 先進的またはユニークな事業である
- 他と同程度の事業である
- 遅れている事業である

10. 実施主体の代替性

- 民間委託等の拡充は難しい
- 民間委託等の拡充が十分に可能
- 全部委託や実施主体の移行が可能

11. 経済性・効率性の向上

- 今以上の効率化や改善は難しい
- 効率化や改善を図ることは十分に可能
- 効率化や改善の余地が大きい

■事業の見直し方策(評価項目2,4の補足説明含む)

文化芸術振興基本法第二条第三項により、文化芸術の鑑賞を図らなければならないとあり、次代を担う子どもたちに対し、豊かな感受性を育み社会性、協調性を学ばせることを目的にしており、継続する必要がある。

■今後の方向性

- I. 拡充
- II. 継続
- III. 縮小
- IV. 廃止・休止
- V. 完了